

令和元年7月26日（金）

## 令和元年第8回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和元年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島  
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと  
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、15番：仲里長造委員、16番：砂川明寛委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを  
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説  
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ  
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は6件でございます。  
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から6番は、別紙参考資料1ページから6ページの調査書のとおり、  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており  
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします

**野崎委員**：

申請地は、宮古島市から譲受人への譲渡で、譲受人はハーベスター事業でトラクターを3台も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

**喜屋武委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、高野集落の東側三叉路に位置し、申請地は現在、譲受人が耕作していてサトウキビ栽培を行っています。

**議 長**：次に受付番号3番から5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**渡真利推進委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久松の松田整形外科から久貝集落入口50㍍に位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久貝集落の水道タンク西側500㍍に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、添道三叉路の東側300㍍に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員**：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地・城辺線と平良・友利線の交差点を城辺向け200㍍に位置し、譲受人はトラック運搬業をしながらサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委 員**：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号7番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号7番から9番は、別紙参考資料7ページから9ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、高野集落と佐和地集落間の中集落に位置し、譲受人が譲渡人から技術的な果樹栽培を教えてもらって、経営していくということです。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久松小学校の南側十字路から東300mに位置し、譲受人は芋栽培とサトウキビ栽培とのこと。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、中休みの三叉路から友利集落向け200mに位置し、譲受人は小作経営して機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、8番委員

川満委員：

申請書の権利種別覧の解除条件付き3条賃貸借についての説明をお願いします。

砂川事務局：

権利書種別解除付き3条賃貸借は、通常であれば農地の賃貸とか所有権移転とかは、農地所有適格法人という法人が要件を満たしていなければ、通常の農地取得賃貸は出来ないけど、一般の賃貸であれば農地を賃貸した後で耕作していない状況が発生したときに、契約解除することが出来る条件を添付するという事です。

川満委員：

施設等には借り入れは出来ないですか。

砂川事務局：

施設には借り入れは出来ません。ちゃんと農地を耕作して下さいとのことです。で、耕作しない場合は権利を解除することが出来ます。

長濱委員：

解除するのは、農業委員会がするんですか。それとも個人同士がやるんですか。

伊良部事務局：

基本的には貸した側が視ていて、借りた人がちゃんと農地をきれいに管理しているのかを確認して、管理していなければ、すぐに賃貸借の解除ができるし、農業委員会が視てもきれいに耕作していないと判断されたときに解除することができます。その場合は農業委員会総会に提出することになります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号7番から9番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は2件でございます。受付番号10番と11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番と11番は、別紙参考資料10ページから11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号10番と11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消し申請は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、13番委員

田名委員：

受付番号2番の件ですが、贈与税が高額とありますが、どれぐらいですか。

伊良部事務局：

金額までは確認していませんが、譲渡人の父がまだ60才に達していないということもあり、贈与税が高いということです。また、譲受人の息子は今度新規就農を始めると言うことで、農地を持たないといけないため、父が60才になってから贈与したいと言うことでの取り消しです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたします。

**議 長**：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、10件でございます。  
受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

**仲里委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地中学校を東へ向かいオホナ集落に位置し、譲受人が葉たばこ栽培を10年以上行っている農家です。

**議 長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

**大浦推進委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮島小学校の南東に位置し、譲受人は機械等も所有して複合経営で畜産経営も行っていて採草地の管理です。

**議 長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

**與那覇推進委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下崎公民館の北西300㍍に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

**渡真利推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、袖山上水場から植物園向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議長：**次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、七又公民館の南側300mに位置し、譲受人は夫と一緒に野菜栽培農家です。

**議長：**次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野中学校グラウンド北側周辺に位置し、譲受人は使用貸借で農業に取り組むとすることでの野菜栽培農家です。

**議長：**次に受付番号7番から10番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

**砂川事務局：**

受付番号7番から10番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

**議長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員：**質疑なし

**議長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：**異議なし

**議長：**ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長**：次に、日程第5議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**砂川事務局**：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。  
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長**：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長**：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

**大浦推進委員**：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、島尻集落の南西と狩俣の間那津集落に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

**瑞慶覧推進委員**：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東平安名崎（海宝観）の東側500mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

**砂川推進委員**：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西城中学校の西側の整備事業地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長**：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

**新城推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、更竹病院の東側500㍍に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場から川満集落向けの三叉路を北側500㍍に位置し、譲受人はハーベスターのオペレータとして農業経営してサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野集落公民館から南側1kmに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は2件でございます。

受付番号1番と2番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。

受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長**：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

**野崎委員**：

現地調査の報告をいたします。日程は令和元年7月10日に調査員として、10番：砂川委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さんと6人で午前10時から午後3時30分まで4条申請2件、5条申請21件、合計23件の現地調査を行い、午後3時40分から4時まで事務局にて調査内容会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

、受付番号1番の説明をいたします。場所は、海空公園ひろば東側200㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん農地と判断しました。

**上原事務局**：

この倉庫の件について補足説明をいたします。この倉庫はすでに完成しており、この倉庫を作るときに最初は農業用倉庫として転用許可を得ていますので報告します。

**議長**：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委員**：質疑なし

**議長**：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員**：異議なし

**議長**：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長**：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、ジロー工業資材置場の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種中低層住居専用地区地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長：日程第9議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、21件でございます。受付番号1番から22番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から22番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、16番委員

砂川委員：

伊良部地域の皆さんの同意書はどうなっていますか。

上原事務局：

伊良部地域の同意書はもらってあります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、沖縄電気保安協会の東に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が繋がる農地と判断しました。

譲渡人の転用の許可を得たのが8月30日で、この敷地を整地してレンタカー会社に貸し付けするという転用申請でしたが頓挫してしまい、1月には譲受人に譲りたいとの申請でした。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、16番委員

砂川委員：

譲渡人は売買で買ってありますけど、申請書の下の方には30年2月15日に所有者と相談とありますが、おかしくないですか。説明をお願いします。

川満事務局：

資料19ページの条件付き所有権移転仮登記というのが30年1月29日に行われており、仮登記を30年10月11日に所有者の夫と契約締結されているんですが、年明けに夫が死亡してしまい、名義を所有者の名義に相続してから移せないという条件で保留してから進めていくという事であります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、JA 平良給油所の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たんと判断しました。この案件については、4月受付で、内部審査会でも問題なしとの条件付きで、県の保全条令や土壌汚染法令に申請しなければいけないということで確認することができ、許可不要という資料添付等の確認が取れています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、東小学校敷地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・学校等に囲まれた農地と判断しました。この件については、5月案件として4月末に受付し、補足説明で特定建築条件付きで売買予定地という扱いで、4月1日に農林水産省からの通知が送付された資料に適用される形になっています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、15番委員

仲里委員：

宅地造成が4月1日からスタートするけど、宅地造成の面積が休耕地となっているが、これに対する面積の上限はないですか。

上原事務局：

これについては、宅地造成ということで開発行為にあたります。赤土・土壌汚染法令の開発行為の申請の中で、資材置場については県の保全条令に当たり、開発行為ではなく、県の保全条令と赤土・土壌汚染法令になるとなっていて、開発行為申請を県に副申請されています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、添道集落の建売住宅で、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、あたらず市場北側の盛加集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします

野崎委員：

受付番号7番の説明をいたします。宮古空港東側の日本レンタカー会社の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・原野等に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

**上原事務局：**

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、上野線地盛集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地、その他 2 種原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。この案件は最初 4 月に三光ソフラン株式会社から提出があり、新築確認が見受けられないため 1 回戻し、その後 5 月・6 月に案件が提出された後の確認で完成が認められたので、今月の案件として提出されました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしということで、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：**次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 3 番委員にお願いいたします。

**野崎委員：**

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、久松小学校敷地の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、宅地・学校敷地と繋がった農地と判断しました。

**議 長：**ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**委 員：**質疑なし

**議 長：**質疑なしということで、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：**異議なし

**議 長：**ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、伊良部長浜集落の北側300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地であり一時転用であります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、15番委員

仲里委員：

この案件は、一時転用で、使用目的が曝露試験場ですよね。曝露試験場は3年間で終わるんですか。

上原事務局：

この現場については、農振違反ということで指摘があり、留められた件で一時転用であれば可能ですよということで進められている状況です。ただし、3年以上いるのであれば別地を探すということで進めている件です。

仲里委員：

3年以内で返すと言うことは、その添付資料は一時転用の場合は復元という条件が付くけどどうなっていますか。

上原事務局：

参考資料の65・66ページに添付資料がありますので、復元計画はあります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番と12番は関連する案件ですので現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号11番と12番の説明をいたします。譲受人の申請地は、伊良部字国仲集落の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号11番と12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします

上原事務局：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、久松中学校の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区宅地率40%のエリアの農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、東小学校西側100mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、宅地・商業用施設等の広がりのある周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします

砂川委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、上野字豊原集落北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします

野崎委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地等に繋がった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします

上原事務局：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、東小学校敷地の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・学校等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号19番から21番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします

野崎委員：

受付番号19番から21番の説明をいたします。場所は、宮古島市消防本部の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、総合庁舎建設中は資材置場、その後は職員駐車場として利用することです。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号19番から21番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号22番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします

砂川委員：

受付番号22番の説明をいたします。場所は、JA あたらす市場の北側の県道から西側の窪地に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・宅地・障害の多い道路に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号22番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第9議案第8号は原案とおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第10議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題としますが、対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第8号中の中から受付番号2番・15番・21番となります。先ほどの承認を持って農地転用事業計画変更を承認してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第11議案第10号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明お願いいたします。

砂川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。先ほど事務局からの説明のとおり、相続したときから農地として使用した事がなく、現場確認で非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校第2農場入口の北側に位置し、空港施設の金網の中にあり、非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野豊原公民館より北西500mに位置し、土地改良区の残地で雑木林状態であり、上野地区パトロール委員で確認して非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしということで、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和元年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和元年7月26日（金）

会 長 芳 山 辰 巳  
15番委員 仲 里 長 造  
16番委員 砂 川 明 寛

